

一宮市告示第 250 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 12 日

一宮市長 中野 正康

- 1 廃止等に係る指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社モアリンクス
一宮市朝日一丁目 9-13
- 2 廃止等に係る事業所の名称及び所在地
児童発達支援おんぷ
一宮市朝日一丁目 9-13
- 3 廃止等の年月日 令和 8 年 5 月 7 日
- 4 廃止等に係る事業の種類 児童発達支援
- 5 事業の主たる対象者 医療的ケア児
- 6 事業所番号 2352101048